

## 議案第96号

### 調停案の受諾について

徳島簡易裁判所令和3年(ノ)第53号農業用水調整調停事件につき、別紙調停案を受諾することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年10月19日提出

小松島市長 中山 俊 雄

1 事件名 徳島簡易裁判所令和3年（ノ）第53号農業用水調整調停事件

2 当事者 申立人 A

相手方 小松島市

B

3 調停条項案

(1) 申立人、相手方小松島市及び同Bは、徳島県小松島市坂野町字大原50番1地先から同町字大原50番2地先までに設置されているアスカーブ（別紙位置図赤線部分）の一部を、相手方小松島市が撤去することに合意する。

(2) 前項に定めるアスカーブの撤去費用は、相手方小松島市が負担するものとし、同アスカーブの撤去範囲及び撤去時期については、申立人、相手方小松島市及び同Bが別途協議の上定める。

(3) 調停費用は各自の負担とする。

